

京都市訓令甲第 7 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年9月30日

京都市長 門 川 大 作

別表福祉部長の項に次の1号を加える。

- (11) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給認定、支給認定証の交付及び支給認定の取消しに関する事。

別表支援課長及び支援保護課長の項第12号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給認定の変更に関する事。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)